

労働基準関係法令違反に係る公表事案

熊本労働局

最終更新日：平成30年1月10日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
絆ホーム	熊本県玉名市	H29.2.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ3.6mの住宅の屋根の端に、墜落防止用の手すり等を設けることなく、労働者に作業を行わせたもの	H29.2.17送検
(株)下出工業	広島県広島市 佐伯区	H29.3.21	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 石綿障害予防規則第19条	熊本地震の被災家屋の公費解体現場において、石綿作業主任者を選任することなく、解体作業を行わせたもの	H29.3.21送検
(株)藤本組	熊本県天草市	H29.8.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	法面上の高さ16mの作業床に、墜落防止用の手すり等を設けることなく、労働者に作業を行わせたもの	H29.8.14送検
みとく保育園	熊本県合志市	H29.9.6	最低賃金法第4条	労働者1名に、2か月間の定期賃金合計約18万円を支払わなかったもの	H29.9.6送検
(株)堤機工	熊本県八代市	H29.9.15	労働安全衛生法第37条 労働安全衛生法施行令第12条 ボイラー及び圧力容器安全規則第49条	あらかじめ、所轄都道府県労働局長の許可を受けることなく、第一種圧力容器を製造したもの	H29.9.15送検
(株)ダイユー	熊本県荒尾市	H29.9.22	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	高さ17mのスレート屋根上に、踏抜防止用の歩み板等を設置することなく、労働者に作業を行わせたもの	H29.9.22送検
(株)上組 八代支店	熊本県八代市	H29.10.4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 労働者派遣法第45条	休業4日以上を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	H29.10.4送検
新高開発	熊本県八代市	H29.10.4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	休業4日以上を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	H29.10.4送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)福岡産業	熊本県八代市	H29.10.4	労働基準法第6条	他社から派遣された労働者を更に別の会社に派遣すること(二重派遣)により、利益を得たもの(中間搾取)	H29.10.4送検
松尾造園	熊本県天草市	H29.11.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2.6mの脚立上で、安全帯を使用させる等の墜落防止措置を講じることなく、労働者に作業を行わせたもの	H29.11.2送検
(株)上組 八代支店	熊本県八代市	H29.11.16	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	機体重量3トン未満のトラクター・ショベルの運転の業務に、特別教育を実施していない労働者を就かせたもの	H29.11.16送検
(株)北栄建設	北海道札幌市 手稲区	H29.11.21	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第339条	電気工事を行うにあたり、検電器具による停電確認を行うことなく、労働者に作業を行わせたもの	H29.11.21送検
(株)クリーン開発	熊本県天草市	H30.1.10	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の7	フォークリフトに接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせたもの	H30.1.10送検